

一般社団法人埼玉県測量設計業協会 会員規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県測量設計業協会（以下「協会」という）定款第5条及び第12条に基づき、会員の種別、権利義務、並びに会員の種別変更及び退会措置に関する基準を定めることを目的とする。

（協力義務）

第2条 協会の会員は、定款第3条の目的を達成するため、次の事項に協力しなければならない。

- （1）総会、理事会、委員会等、協会が招集する会議への出席
- （2）協会が実施する事業、調査研究、社会貢献活動等への参画
- （3）会費等の納入義務の適正な履行
- （4）協会からの照会、資料提出等の依頼に対する迅速かつ誠実な回答
- （5）その他、協会の運営及び会員相互の発展に必要と認められる活動

（協力義務不履行の会員）

第3条 定款第12条に規定する「協力義務を怠る会員」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- （1）通常総会又は委嘱を受けた委員会の出席率が、正当な理由なく過去2年間において5割に満たないとき。
- （2）協会が行う実態調査や名簿作成等の重要な照会に対し、督促にもかかわらず1年以上回答を怠ったとき。
- （3）協会が主催する主要な公益事業や研修会等に対し、特段の理由なく継続して参加を拒否したとき。
- （4）会費の納入を6ヶ月以上遅延し、催告に応じないとき。

（正会員から準会員への降格手続）

第4条 理事会は、正会員が前条の基準に該当すると認めたときは、当該会員に対し改善を求める勧告を行うことができる。

2 前項の勧告から6ヶ月を経過してもなお改善が見られない場合、理事会は当該会員を正会員から準会員へ降格させる決議を行う。

3 前項の決議に際し、理事会は当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（準会員から正会員への変更手続）

第5条 正会員への変更を希望する準会員は、理事会が定める必要書類を添えて地区協

議会議長に提出しなければならない。

2 理事会は、前項の申請があった場合、次の項目を審査し、承認の可否を決定する。

(1) 準会員となってから1年以上が経過していること。

(2) 準会員期間中、協会の事業に積極的に協力し、意欲が認められること。

(3) 会費等の未納がないこと。

3 昇格を承認された者は、別途定める正会員と準会員の会費の差額を精算しなければならない。

(準会員からの退会措置・除名)

第6条 第4条の規定により準会員に降格した者が、降格後1年を経過してもなお第3条各号に掲げる状態を継続し、本会の目的遂行に寄与しないと認められるときは、定款第10条に基づき除名の手続きを行うものとする。

2 除名は、理事会の提案に基づき、総会の決議によって決定する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により定める。

附 則

1 この規程は、令和8年 5月21日から施行する。